

航空運送事業等の安全監査における計画的監査の実施計画策定方針

1. 概要

航空運送事業者等は、安全の水準を低下させないよう、基準への適合を継続的に維持する第一義的責任を有しており、航空法（以下「法」という。）第103条においても、本邦航空運送事業者の輸送の安全性向上についての努力義務が規定されている。

当局においても、法に規定された報告徴収及び立入検査を通じて、安全に関する監査を継続的に行っているところであり、当局による安全監査の基本方針については「航空運送事業等の安全監査に関する基本方針」（平成13年1月26日付け、空航第1184号、空機第1526号、空乗第275号）に定めているところである。

本通達は、当該基本方針に定められている事項のうち、航空安全プログラム（令和8年国土交通省告示第512号）に定めるリスクベース監視の考え方を踏まえ、安全リスクプロファイルに基づき、安全上の懸念又は監視の必要性がより高い領域に重点を置いた計画的監査の実施計画の策定方針について定めるものである。

2. 計画的監査の実施計画の策定に当たっての基本方針

当局は、特定本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）が法第101条第1項の基準その他の安全上の基準への適合状況等を維持していることを継続的に確認する。そのために、安全上の懸念又は監視の必要性がより高い領域に重点を置いた監視活動を行うための重点事項や周期を含む監視計画を策定し、計画的監査を行う。

計画的監査は、各事業者における本社、基地、訓練所等について、実施計画を定めて行うものとし、当該実施計画の策定に当たっては、4.に定めるセクター、安全リスクプロファイル項目に基づく評価結果その他必要な事項について、リスクベース監視の考え方を踏まえた上で、事業者ごとに監査の頻度、手法、重点事項等を設定することとする。

3. 計画的監査の実施計画の策定

実施計画の策定に当たっては、以下の事項を含めるものとする。

- (1) 対象事業者の名称
- (2) 頻度及び実施予定時期
- (3) 監視活動の種別（実地立入監査・検査（無通告によるものを含む。）、オンライン監査、書面審査等）
- (4) 対象範囲（安全管理業務、運航業務、客室業務、運航管理業務、地上取扱業務、整備業務、訓練業務等の各機能、施設等）及び重点確認項目

4. セクター及び安全リスクプロファイル

(1) セクターの設定

当局は、類似する事業者間で安全リスクプロファイルの相対評価及び共通するハザード及びそれに伴うリスクの特性の把握を行うために、各事業者の運航の規模及び範囲、業務の複雑性、使用する航空機の特長等を考慮して、セクターを設定し、各事業者を該当するセクターに分類した上で、4. (2) による安全リスクプロファイルを作成する。

セクターの設定及び各事業者の分類は、必要に応じて見直すものとする。

(2) 安全リスクプロファイル項目に基づく評価の実施

当局は、各事業者から提供されたデータを含め、以下の11項目の安全リスクプロファイルに基づき、各事業者をスコア化する。各事業者のスコアは、その推移及び傾向並びに当該事業者が区分けされているセクター内の平均スコアとの比較等の評価を踏まえ、各事業者に対する計画的監査の実施計画の策定に用いる。

- ① 組織の財務的健全性
- ② 運航年数
- ③ 説明責任役員や安全管理責任者（安全統括管理者等）の主要人員の交代率
- ④ 説明責任役員の能力及びパフォーマンス
- ⑤ 安全管理責任者の能力及びパフォーマンス
- ⑥ 過去の監査結果
- ⑦ 過去の指摘事項の適時かつ効果的な解決
- ⑧ 相対的な活動レベル（安全リスクへの暴露度）
- ⑨ 実施されている活動の相対的な範囲及び複雑さ
- ⑩ ハザード特定と安全リスク評価プロセスの成熟度
- ⑪ 国の安全データ分析及びパフォーマンスモニタリング活動から得られた安全パフォーマンスの指標

5. 安全リスクプロファイル作成のための情報提供

当局は、安全リスクプロファイルの作成に必要なデータ及び情報について、必要に応じて、各事業者に対し、当該データ及び情報の提出を求めるものとする。提出を求める情報の内容及び提出時期は、別途指示するものとする。

(附則)

本方針は、令和8年11月26日から適用する。